



三重県公報

令和3年10月29日 (金)

第 256 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
656	救急診療所の認定	(医 療 政 策 課)	2
657	救急病院に該当しなくなった旨	(同)	2
658	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
659	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
660	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	4
661	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	4
662	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
663	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
664	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
665	令和3年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	6
666	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	7
667	同件	(同)	8
668	同件	(同)	8
669	同件	(同)	9
670	同件	(同)	9
671	同件	(同)	10
672	同件	(同)	12
673	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	12
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	同件	(同)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	13
	落札者を決定した旨	(文 化 振 興 課)	17

告 示

三重県告示第 656 号

次の診療所を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急診療所として認定しました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急診療所の名称	救急診療所の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
金丸脳脊椎外科クリニック	伊賀市佐那具町 804 番地 1	令和 3 年 10 月 29 日	令和 5 年 1 月 29 日

三重県告示第 657 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
ヨナハ総合病院	桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3	令和 3 年 10 月 31 日

三重県告示第 658 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2471301172	株式会社 ソレイユ 名張営業所	三重県名張市つつじが丘北 2 番町 12	株式会社ソレイユ	令和 2 年 10 月 31 日	福祉用具貸与
2471301172	株式会社 ソレイユ 名張営業所	三重県名張市つつじが丘北 2 番町 12	株式会社ソレイユ	令和 2 年 10 月 31 日	特定福祉用具販売
2470500279	青松園デイサービスセンター通所介護事業所	三重県津市高洲町 15 番 43 号	社会福祉法人 青松園	令和 2 年 12 月 12 日	通所介護
2460290485	訪問看護ステーション ナンバーワン	三重県四日市市日永西 3 丁目 4-18	株式会社 K I N J I T O	令和 3 年 3 月 31 日	訪問看護
2460390111	ニチイケアセンター鈴鹿訪問看護ステーション	三重県鈴鹿市南江島町 12 番 20 号	株式会社ニチイ学館	令和 3 年 3 月 31 日	訪問看護
2460490028	訪問看護ステーション みえ	三重県亀山市アイリス町 14-7	株式会社グリーンタウン呼吸嚙下ケアプランニング	令和 3 年 4 月 30 日	訪問看護
2460590298	訪問看護ステーション にしもと	三重県津市一志町片野 409 番地 1 プレジール一志 101 号	株式会社 TOMO	令和 3 年 6 月 30 日	訪問看護
2470302494	デイサービスシトリン	三重県鈴鹿市江島町 3916 番地	ライニング技術工業株式会社	令和 3 年 6 月 30 日	通所介護
2472700307	アンタレス介護事業所	三重県多気郡多気町色太字石神 947	有限会社アンタレス	令和 3 年 6 月 30 日	訪問介護
2470501194	ナイトー介護ステーション	三重県津市大倉 4-23	合資会社ナイトー	令和 3 年 6 月 30 日	訪問介護
2470500857	合資会社ナイトー	三重県津市大倉 4 番 23 号	合資会社ナイトー	令和 3 年 6 月 30 日	福祉用具貸与
2470500857	合資会社ナイトー	三重県津市大倉 4 番 23 号	合資会社ナイトー	令和 3 年 6 月 30 日	特定福祉用具販売

2470200417	陽光苑	三重県四日市市西坂部町 1127 番地	社会福祉法人三重福祉会	令和3年 6月30日	訪問入浴 介護
2460190230	訪問看護事業所ケアヒルズ桑名	三重県桑名市大字江場 49 番	株式会社ノースアップ	令和3年 7月31日	訪問看護
2473000160	菖蒲園訪問介護事業所	三重県北牟婁郡紀北町上 里 245 番地の 2	医療法人慈心会	令和3年 7月31日	訪問介護
2471000428	有限会社尾鷲介護サービス スライト	三重県尾鷲市矢浜一丁目 31 番 2 号	有限会社尾鷲介護サービス スライト	令和3年 7月31日	通所介護
2471201190	短期入所生活介護事業所 彩四季	三重県伊賀市市部字奥山 2611 番 5	社会福祉法人 いがほく ぶ	令和3年 7月31日	短期入所 生活介護
2470504040	デイサービスあんじゅ	三重県津市久居中町 134- 46	有限会社岡金トータルサ ービス	令和3年 7月31日	通所介護
2470303138	デイサービスセンター ロイヤルフィット鈴鹿	三重県鈴鹿市国府町 4670- 1	一般社団法人積鈴福祉会	令和3年 8月31日	通所介護
2472900691	平成介護	三重県志摩市阿児町国府 4553-5	平成介護株式会社	令和3年 9月24日	訪問介護
2462790102	笑楽訪問看護リハビリス テーション	三重県多気郡明和町金剛 坂 777-21	株式会社 S I N C E R O	令和3年 9月30日	訪問看護
2460590421	訪問看護ステーションつ ながり	三重県津市白塚町 1225-9	株式会社 w i i t	令和3年 9月30日	訪問看護
2472700950	福祉用具の店 すたあ	三重県多気郡明和町大淀 2846-22	株式会社メディスアポジャ パン	令和3年 9月30日	福祉用具 貸与
2472700950	福祉用具の店 すたあ	三重県多気郡明和町大淀 2846-22	株式会社メディスアポジャ パン	令和3年 9月30日	特定福祉 用具販売

三重県告示第 659 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和3年10月29日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービス の種類
2471301172	株式会社 ソレイユ 名 張営業所	三重県名張市つつじが丘北 2 番町 12	株式会社ソレイユ	令和2年 10月31日	介護予防 福祉用具 貸与
2471301172	株式会社 ソレイユ 名 張営業所	三重県名張市つつじが丘北 2 番町 12	株式会社ソレイユ	令和2年 10月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
2460290485	訪問看護ステーション ナンバーワン	三重県四日市市日永西 3 丁 目 4-18	株式会社 K I N J I T O	令和3年 3月31日	介護予防 訪問看護
2460390111	ニチイケアセンター鈴鹿 訪問看護ステーション	三重県鈴鹿市南江島町 12 番 20 号	株式会社ニチイ学館	令和3年 3月31日	介護予防 訪問看護
2460490028	訪問看護ステーション みえ	三重県亀山市アイリス町 14-7	株式会社グリーンタウン 呼吸嚙下ケアプランニング	令和3年 4月30日	介護予防 訪問看護
2460590298	訪問看護ステーション にしもと	三重県津市一志町片野 409 番地 1 プレジールー志 101 号	株式会社 TOMO	令和3年 6月30日	介護予防 訪問看護
2470500857	合資会社ナイトー	三重県津市大倉 4 番 23 号	合資会社ナイトー	令和3年 6月30日	介護予防 福祉用具 貸与
2470500857	合資会社ナイトー	三重県津市大倉 4 番 23 号	合資会社ナイトー	令和3年 6月30日	特定介護 予防福祉 用具販売
2460190230	訪問看護事業所ケアヒルズ桑名	三重県桑名市大字江場 49 番	株式会社ノースアップ	令和3年 7月31日	介護予防 訪問看護

2462790102	笑楽訪問看護リハビリステーション	三重県多気郡明和町金剛坂 777-21	株式会社SINCERO	令和3年9月30日	介護予防訪問看護
2460590421	訪問看護ステーションつながり	三重県津市白塚町 1225-9	株式会社w i i t	令和3年9月30日	介護予防訪問看護
2472700950	福祉用具の店 すたあ	三重県多気郡明和町大淀 2846-22	株式会社メディスアポジャパン	令和3年9月30日	介護予防福祉用具貸与
2472700950	福祉用具の店 すたあ	三重県多気郡明和町大淀 2846-22	株式会社メディスアポジャパン	令和3年9月30日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 660 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	宇野胃腸科内科医院	松阪市市場庄町 1105 番地 3	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	サニー薬局	四日市市赤水町 1274-12	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	健康館サニー薬局	鈴鹿市白子 4 丁目 16-6	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 亀山川崎店	亀山市川崎町 4745 番地 1	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	川崎薬局	亀山市能褒野町 79-21	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	調剤薬局アカツカ	津市羽所町 345	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	調剤薬局アカツカ 半田店	津市半田字平木 202-4	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	ひまわり薬局	松阪市久保田町 5-13	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	クスリのアオキ 黒瀬薬局	伊勢市黒瀬町 648 番地	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85-160	令和 3 年 10 月 1 日
薬局	かしの薬局	伊賀市柏野字西沖 607-1	令和 3 年 10 月 1 日
訪問看護	笑みたす訪問看護ステーション	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	令和 3 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション かふう	松阪市市場庄町字長井 1114 番地 1	令和 3 年 10 月 1 日
訪問看護	笑楽訪問看護リハビリステーション	多気郡明和町金剛坂 777 番地 21	令和 3 年 10 月 1 日

三重県告示第 661 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ナカハマデントタル	津市久居野村町 516-6 フラワー通り 1 号	居宅療養管理指導	所在地	津市久居野村町 516-6 フラワー通り 1 号	津市久居野村町 445-3 チェリーハイツ 105	令和 3 年 3 月 25 日
ナカハマデントタル	津市久居野村町 516-6 フラワー通り 1 号	介護予防居宅療養管理指導	所在地	津市久居野村町 516-6 フラワー通り 1 号	津市久居野村町 445-3 チェリーハイツ 105	令和 3 年 3 月 25 日

三重県告示第 662 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、

次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
合資会社ナイトー	津市大倉4番23号	福祉用具貸与	令和3年6月30日
合資会社ナイトー	津市大倉4番23号	介護予防福祉用具貸与	令和3年6月30日
合資会社ナイトー	津市大倉4番23号	特定福祉用具販売	令和3年6月30日
合資会社ナイトー	津市大倉4番23号	特定介護予防福祉用具販売	令和3年6月30日
ナイトー介護ステーション	津市大倉4番23号	訪問介護	令和3年6月30日
ナイトー介護ステーション	津市大倉4番23号	訪問型サービス（独自）	令和3年6月30日
キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町1642番地97	居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦1丁目2番地7-2	居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦1丁目2番地7-2	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜1007番地	居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜1007番地	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日2105番地1号	居宅療養管理指導	令和3年7月31日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日2105番地1号	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月31日
げんき村	志摩市阿児町鶴方5190-2番地	通所型サービス（独自）	令和2年10月31日

三重県告示第663号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ナカハマデントタル	津市久居野村町516-6 フラワー通り1号	居宅療養管理指導	所在地	津市久居野村町516-6 フラワー通り1号	津市久居野村町445-3 チェリーハイツ105	令和3年3月25日
ナカハマデントタル	津市久居野村町516-6 フラワー通り1号	介護予防居宅療養管理指導	所在地	津市久居野村町516-6 フラワー通り1号	津市久居野村町445-3 チェリーハイツ105	令和3年3月25日

三重県告示第664号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
合資会社ナイトー	津市大倉 4 番 23 号	福祉用具貸与	令和 3 年 6 月 30 日
合資会社ナイトー	津市大倉 4 番 23 号	介護予防福祉用具貸与	令和 3 年 6 月 30 日
合資会社ナイトー	津市大倉 4 番 23 号	特定福祉用具販売	令和 3 年 6 月 30 日
合資会社ナイトー	津市大倉 4 番 23 号	特定介護予防福祉用具販売	令和 3 年 6 月 30 日
ナイトー介護ステーション	津市大倉 4 番 23 号	訪問介護	令和 3 年 6 月 30 日
ナイトー介護ステーション	津市大倉 4 番 23 号	訪問型サービス（独自）	令和 3 年 6 月 30 日
キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町 1642 番地 97	居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番地 7-2	居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番地 7-2	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105 番地 1 号	居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105 番地 1 号	介護予防居宅療養管理指導	令和 3 年 7 月 31 日
げんき村	志摩市阿児町鶴方 5190-2 番地	通所型サービス（独自）	令和 2 年 10 月 31 日

三重県告示第 665 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 3 年 11 月 8 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 4 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで *上記の他に設定する場合があります。
	令和 3 年 11 月 14 日（日）～同月 16 日（火） （任意の 1 日の 9:00～18:00 の間）	令和 3 年 11 月 21 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 受検の環境のない応募者は、下表の指

		定された場所で受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 666 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東京インテリア家具三重河芸店
津市河芸町上野 259

2 津市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見無し

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音及び振動について、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 2 条、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 2 条及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

イ 夜間の自動車利用や青年等の蟻集等による騒音の発生が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

意見無し

(4) その他の事項

ア 敷地内には、開発行為において設置をした公共施設（緑地・調整池）があるため、その取扱いに関し、津市都市計画部開発指導室と協議すること。

イ （仮称）東京インテリア家具三重河芸店の場所に関しては、別添のとおり上野小学校及び朝陽中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路の近くでもあるため、交通誘導員を配置するなど通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年10月29日から同年11月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 667 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
F マート津南店
津市高茶屋小森町中山 1172-1 ほか1筆
- 2 津市から聴取した意見
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア ガソリンスタンド南側の駐車場位置が変更になることについて、変更後も幅 4m以上の構内道路を確保すること。
イ F マート津南店の場所は、高茶屋小学校及び南郊中学校の校区にあり、通学する児童生徒の通学路の近くであるため、交通誘導員等を配置するなど、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。
 - (2) その他の事項
計画概要書に添付する図面について、市道高茶屋小森町第 24 号線路改良事業に伴う形状の変更を反映したものを示すこと。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年10月29日から同年11月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 668 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ馬瀬店
伊勢市馬瀬町 19
- 2 伊勢市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
「下野工業団地口」バス停についてバス事業者と協議し、利用者がバス及び店舗双方を利用しやすい位置に設置すること。
市道下野大湊線が渋滞しないよう留意すること。特にオープン時等、多くの来店者が想定される場合には、交通誘導警備員を配置し、周辺道路の安全対策及び混雑緩和に努めること。
付近道路は、港中学校及びみなと小学校の通学路に指定されているので、登下校時に児童生徒が安全に通行できるように配慮すること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
授業に支障のないようにすること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物に関しては、市の一般廃棄物収集によらず、事業者の責任において自ら処理すること。
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を適正に処理すること。
廃棄物の再生利用等の減量化に積極的に取り組むこと。

(4) その他の事項

伊勢市立地適正化計画における都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物（商業施設）の新築にあたるため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく届出を行うこと。

伊勢市景観計画の一般地区における建築面積 1,000 ㎡を超える建築物の新築にあたるため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 10 月 29 日から同年 11 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 669 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス伊勢小木店

伊勢市小木町字出淵 674 番 1 ほか

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 市道竹ヶ鼻小木 1 号線、小木田尻 2 号線が渋滞しないよう留意すること。特にオープン時等、多くの来店者が想定される場合には、交通誘導警備員を配置し、周辺道路の安全対策及び混雑緩和に努めること。

イ 付近道路は、港中学校の通学路に指定されているので、登下校時に生徒が安全に通行できるように配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

意見無し

(3) 廃棄物に係る事項

ア 施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物に関しては、市の一般廃棄物収集によらず、事業者の責任において自ら処理すること。

イ 廃棄物の再生利用等の減量化に積極的に取り組むこと。

(4) その他の事項

ア 伊勢市立地適正化計画における都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物（商業施設）の新築にあたるため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく届出を行うこと。

イ 伊勢市景観計画の一般地区における建築面積 1,000 ㎡を超える建築物の新築にあたるため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 10 月 29 日から同年 11 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 670 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から提出された意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス御菌店

伊勢市御菌町高向字井ノ口 1860 ほか

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

付近道路は、御菌小学校、御菌中学校の児童生徒が通学に利用しているため、登下校時に児童生徒が安全に通行できるよう配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

午前8時過ぎから午後4時頃までは授業をしており、コロナ禍で換気のため窓を開放しているので騒音等に十分留意すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物に関しては、市の一般廃棄物収集によらず、事業者の責任において自ら処理すること。

イ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。

(4) その他の事項

ア 道路を加工する場合は、道路工事施工承認申請書及び法定外公共物工事施工承認書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、許可を受けること。

イ 本出店に伴い埋設管等の占有を行う場合は、道路占有許可申請書及び法定外公共物占有許可申請書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、許可を受けること。

ウ 計画地の雨水排水方法等については、伊勢市都市整備部維持課と協議すること。

エ 伊勢市立地適正化計画における都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物（商業施設）の新築にあたるため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく届出を行うこと。

オ 計画地は、伊勢市景観計画で一般地区に位置付けられ、建築面積が1,000㎡を超えているため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年10月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリパワー名張店

名張市蔵持町里3340番ほか34筆

2 名張市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗新設直後の時期や販売促進の期間等、通常より多くの来店者が見込まれる場合において、近接する公共施設及び民間の商業施設並びに周辺の道路上等に来店客が車両を駐車することがないよう必要な対策を講じること。

イ 県道57号線に面する出入口（2か所）に右折入庫しようとする車両は、対向する車両が多い時は道路上に停車することとなり、後続車両の妨げとなることから、当該入庫車両の市道赤坂夏秋橋線に面する出入口からの入庫を誘導するなどの対策を講じること。

また同様に、県道に面する出入口から右折出庫しようとする車両は、駐車場内における車両の通行を滞留させることから、当該出庫車両の市道に面する出入口からの出庫を誘導するなどの対策を講じること。

ウ 来店者の車両等により、歩行者や他の車両等の通行の安全に支障を来す事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。

(2) 騒音の発生及び生活環境の保全に係る事項

（建設工事中における、周辺的生活環境の保全について）

ア 造成及び建設工事の際、三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）に定める

建設工事に該当する工事及び作業がある場合には、同条例に基づく届出を行うこと。

イ 建設工事中においては、ばい煙及び粉じんの発生、騒音及び振動の発生並びに汚水の排出等により、周辺の生活環境を損なうことのないよう十分に注意すること。

ウ 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な措置を講じること。

(出店後における、周辺の生活環境の保全について)

騒音、振動の発生について

エ 三重県生活環境の保全に関する条例に定める騒音又は振動に係る指定施設を設置した事業場については、当該事業場の敷地境界において、同条例が定める騒音の規制基準(※1)及び振動の規制基準(※2)が適用されるため、この規制基準を遵守すること。

オ 荷さばき施設及び廃棄物収集場所の使用にあたっては、計画に基づく使用時間帯を遵守するほか、作業音の発生により敷地境界における騒音の規制基準を超過しないこと。

カ 騒音や振動を発生する施設については、適正な点検の実施及び使用方法の遵守により異常な騒音や振動を発生させることのないこと。また、これらの施設以外についても、不適正な設置方法又は使用方法により異常な騒音や振動を発生させることのないこと。

※1 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準

昼間 (8時から19時まで)	朝(6時から8時まで) 夕(19時から22時まで)	夜間 (22時から翌朝6時まで)
60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

※2 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準

昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から翌朝8時まで)
65 デシベル	60 デシベル

駐車場の利用方法について

キ 三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条により、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成 17 年三重県規則第 39 号)第 15 条において定められた規模以上の駐車場(※3)を管理する事業所では、当該事業場の利用者に対し、駐車中の自動車等の原動機の停止(アイドリングストップ)について、看板、放送、書面等により周知しなければならない。ついては、この周知について遵守すること。

※3 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 15 条において定められた規模以上の駐車場

自動車等の駐車のために供する面積が 500 m²以上又は自動車の駐車台数が 40 台以上である駐車場

その他

ク 建設予定地が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域に該当しないため、空調機、室外機等を設置する場合、これらが三重県生活環境の保全に関する条例に定める騒音、または振動に係る指定施設に該当するか否かを確認し、該当する場合には同条例に基づく設置等の届出を行うこと。

ケ 店舗敷地より排出される汚水等については、浄化処理が行われないまま公共用水域に排出されることのないよう適正な処理を行うこと。

コ いわゆる光害により周辺の生活環境を損なうことのないよう、敷地内の照明施設の設置方法について配慮すること。

サ 関係者から苦情があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

(造成及び建設中に発生する廃棄物処理について)

ア 造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。

イ 関係者から苦情があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

(事業活動により発生する廃棄物処理について)

ウ 名張市では、ごみゼロ社会の実現に向けて排出事業者に対し、廃棄物の抑制及びリサイクルの協力要請を行っていることから、ごみについては減量化及び資源化に極力努めること。

エ ごみは自己搬入するか、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。

オ 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び排出計画を作成し、いつでも提示できるよう保管すること。

カ 資源となるびん類、缶類、ペットボトル、紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込むなどごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むこと。

キ 名張市ではごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策などを検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。

ク ごみの発生抑制において、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。

ケ カラスや猫等にごみを荒らされないよう、適正に保管及び管理を行うこと。

コ 関係者等から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

サ 駐車場の敷地内における散乱ごみの対応について、清掃等の管理を行い、管理者の責任において適正に処理すること。

(4) 青少年健全育成への影響に係る事項

次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政及び警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が非行防止及び有害環境浄化を目的にパトロール活動を通じて青少年に「愛のひと声」をかけている。

（仮称）コメリパワー名張店の新設後において、青少年が施設内に集まり迷惑をかける行為があれば、名張市教育委員会事務局文化生涯学習室へ連絡するとともに「名張少年サポートふれあい隊」が実施するパトロールに協力すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年10月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 672 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により度会町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ度会店
度会郡度会町大野木 1871 番 1 ほか

2 度会町から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗前面道路の県道伊勢大宮線は片側一車線であるため、店側出入口では交通の混雑が予想される。特に伊勢方面への右折車両は大宮方面への直進車との衝突が懸念されるため、事故等が発生しないよう適切に対応すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

意見無し

(3) 廃棄物に係る事項

意見無し

(4) その他の事項

騒音以外の振動、悪臭及び照明等についても苦情があった場合は原因を究明し、対策を検討するなど誠意を持って対応すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年10月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 673 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市宮ノ上町 1374 番 8 の一部、1374 番 9 の一部、1375 番 1 の一部、1375 番 5 の一部、1376 番 3 の一部、1376 番 6 の全部、1376 番 7 の一部、1376 番 9 の一部、1376 番 18 の一部、1376 番 19 の一部、1376 番 20 の一部、1376 番 21 の一部及び 1376 番 23 の一部の土地

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 10 月 25 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
松阪市高町及び同市東黒部町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（公共基準点復元）
- 2 作業期間
令和 3 年 10 月 16 日から同年 11 月 15 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市国府町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
三重県地方卸売市場冷蔵施設防熱扉更新

- (2) 案件の特質等
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月30日（水）まで
 - (4) 履行場所
三重県地方卸売市場（三重県松阪市小津町800番地）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、「管工事」又は「機械器具設置工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。
オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成17年度以降に完成し、かつ、引渡しを済んでいる本案件と同種の施工実績を入札時において有すること。なお、「本案件と同種」とは、「管工事又は機械器具設置工事（1件1,500万円以上）の施工実績を有する者」をいいます。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請を行うまでに、5(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年11月12日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を令和3年12月17日（金）15時までに提出してください。（※(4)、(5)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 2(2)エを証明する書類
 - (3) 企業要件（施工実績）届出書（様式第2-1号）
※ 2(2)オについて記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書（竣工登録されたもの）の写し等を添付してください。登録内容確認書（竣工登録されたもの）がない場合（簡易コリンズの場合も含みます。）は、施工実績を確認できる契約書（変更契約を含みます。）、仕様書及び完成認定書又は完

成認定書に類する書類の写しを添付してください。

- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 名倉
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 北村
電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 3 年 12 月 10 日（金）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和 3 年 11 月 26 日（金）15 時までに通知します。
※ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合
令和 3 年 11 月 25 日（木）15 時までに通知書を発送します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 12 月 10 日（金）15 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和 3 年 12 月 10 日（金）15 時
なお、入札書は令和 3 年 12 月 3 日（金）から同月 10 日（金）15 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班
案件名 三重県地方卸売市場冷蔵施設防熱扉更新
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 3 年 12 月 10 日（金）15 時 10 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除しま

す。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者として、

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Replacement of insulated door of the refrigerated warehouse of the Mie regional wholesale market.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, December 10, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between

Friday, December 3, 2021 and 3:00 P.M. on Friday, December 10, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, December 10, 2021.

(4) Managing Authority :

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2497

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年10月29日

三重県知事 一見勝之

1	特定役務の名称	三重県総合文化センター非常用発電機分解整備
2	担当部局	三重県津市広明13番地 三重県環境生活部文化振興課
3	落札者決定日	令和3年10月5日
4	落札者	三重県津市あのみつ台四丁目7番地7 三重電業株式会社 代表取締役 楠 幸治
5	落札金額	入札価格 33,000,000円 契約金額 36,300,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和3年8月24日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
